

福 山 市
福山市上下水道局 告示第2号
福山市民病院

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、2023年度（令和5年度）及び2024年度（令和6年度）において、福山市、福山市上下水道局及び福山市民病院が発注する測量、建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定める。

2022年（令和4年）9月30日

福 山 市 長 枝 広 直 幹

福山市上下水道事業管理者 小 林 巧 平

福山市病院事業管理者 高 倉 範 尚

1 入札参加資格

別表第1左欄に掲げる業務部門のうち、希望する部門ごとに、同表右欄に掲げる業務分野に応じ、次に掲げる事項を総合的に審査する。

- (1) 年間平均実績高
- (2) 自己資本額
- (3) 有資格者数
- (4) 営業年数

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

- (1) 申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア 施行令第167条の4第1項に規定する入札参加資格の制限を受けている者

イ 測量分野に属する部門、建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ測量法（昭和24年法律第188号）第55条、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者

ウ 直近2年間において、入札参加資格の審査を申請する業務部門の属する業務分野について、業務を行った実績がない者

エ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに福山市に納付すべき市税の滞納がある者

オ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある者

カ 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、福山市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消の日から24か月を経過している者を除く。

キ 次の（ア）から（ウ）までに掲げる届出の義務を履行していない者

（ア）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

（イ）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

（ウ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（2）申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、電子申請（市及び広島県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

ア 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を市及び広島県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第2各項の添付書類（第9項から第16項までのものを除く。）は、別に広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町10番52号。以下「建設産業課」という。）に持参又は郵送等により提出し、かつ、別表第2各項の添付書類（第3項、第4項及び第7項から第11項までのものを除く。）は別に福山市建設局建設管理部建設政策課（福山市東桜町3番5号。以下「建設政策課」という。）に持参又は郵送等により提出するものとする。

イ 申請期間

（ア）2022年（令和4年）11月1日（火）から同月18日（金）までに電磁的記録を市及び広島県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、同月25日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参又は郵送等により建設産業課及び建設政策課に到達させなければならない（期日までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

（イ）追加申請期間

別に告示する。

ただし、福山市長、福山市上下水道事業管理者及び福山市病院事業管理者が特に必要と認める場合は、2022年（令和4年）11月1日（火）から同月18日（金）まで（ただし、福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）に規定する市の休日を除く。）の期間に、入札参加資格審査申請書及び別表第2に掲げる添付書類を建設政策課に持参して申請を行うものとする。

3 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、2023年度（令和5年度）及び2024年度（令和6年度）において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、2025年度（令和7年度）以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までの間は、入札参加資格審査の申請をすることができない。

5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から2025年（令和7年）3月31日まで有効とする。ただし、2025年（令和7年）4月1日以降においても2025年度（令和7年度）の入札参加資格の認定が行われていないときは、2025年度（令和7年度）の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

6 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて福山市長、福山市上下水道事業管理者及び福山市病院事業管理者が定める。

別表第 1

業務部門	業務分野
測量一般	測量
地図の調整	測量
航空測量	測量
建築一般	建築関係建設 コンサルタント
意匠	建築関係建設 コンサルタント
構造	建築関係建設 コンサルタント
暖冷房	建築関係建設 コンサルタント
衛生	建築関係建設 コンサルタント
電気	建築関係建設 コンサルタント
建築積算	建築関係建設 コンサルタント
機械設備積算	建築関係建設 コンサルタント
電気設備積算	建築関係建設 コンサルタント
調査	建築関係建設 コンサルタント
地質調査	地質調査
土地調査	補償関係 コンサルタント
土地評価	補償関係 コンサルタント
物件	補償関係 コンサルタント
機械工作物	補償関係 コンサルタント
営業・特殊補償	補償関係 コンサルタント
事業損失	補償関係 コンサルタント
補償関連	補償関係 コンサルタント
総合補償	補償関係 コンサルタント
河川・砂防及び海岸・海洋	土木関係建設 コンサルタント
港湾及び空港	土木関係建設 コンサルタント
電力土木	土木関係建設 コンサルタント
道路	土木関係建設 コンサルタント
鉄道	土木関係建設 コンサルタント
上水道及び工業用水道	土木関係建設 コンサルタント
下水道	土木関係建設 コンサルタント
農業土木	土木関係建設 コンサルタント
森林土木	土木関係建設 コンサルタント
水産土木	土木関係建設 コンサルタント
廃棄物	土木関係建設 コンサルタント
造園	土木関係建設 コンサルタント
都市計画及び地方計画	土木関係建設 コンサルタント
地質	土木関係建設 コンサルタント
土質及び基礎	土木関係建設 コンサルタント
鋼構造及びコンクリート	土木関係建設 コンサルタント
トンネル	土木関係建設 コンサルタント
施工計画・施工設備及び積算	土木関係建設 コンサルタント
建設環境	土木関係建設 コンサルタント
機械	土木関係建設 コンサルタント
電気電子	土木関係建設 コンサルタント
不動産鑑定	その他
登記手続等	その他
その他	その他

別表第2

添付書類	備考	申請者の区分	
		市内業者	市外業者
1 受付票	書面申請の場合であって、書類を郵送により提出する場合は、第12項認定通知書送付用封筒のほかに、 受付票の返信用封筒もあわせて提出すること 。なお、返信用封筒の提出がない場合は、受付票の返送は行わないものとする。	○	○
2 登録証明書等	測量業者登録証明書、建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し	△	△
3 完納証明書	福山市に納付すべき市税の完納を証明したもの（原本に限る）。ただし、登記簿上の本店を福山市外に有する者で福山市に納税義務のない者を除く。	○	△
4 納税証明書	国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書「その3」（未納の税額がないこと用）（「その3の2」及び「その3の3」でも可）（写しでも可）	○	○
5 財務諸表	法人……直前一年の事業年度についての貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 個人……直前一年の事業年度についての貸借対照表及び損益計算書	○	○
6 登記事項証明書	法人のみ提出すること（写しでも可）。	△	△
7 健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し	社会保険等の加入状況を確認できる書類の写し。 ただし、社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く。	△	△
8 申出書	社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合に提出すること。	△	△
9 営業所一覧表	登記簿上の本店を福山市外に有する者で、福山市との契約締結権限を有する最寄りの営業所について提出すること。		△
10 有資格技術職員名簿	会社に在職する技術職員を記載すること。（福山市様式第3号）	○	○
11 希望業務実績調書		○	○
12 認定通知書送付用封筒	長形3号封筒（会社名等の入っていないもの）に切手84円を貼付。宛名は記入しないこと。	○	○
13 委任状	代表取締役等から支店長等に対する委任事項が記載されたもの		△
14 印鑑証明書	原本に限る。	○	○
15 使用印鑑届	実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。	△	△
16 誓約書		○	○

- 注 1 ○印は、提出を必要とするものを示す。△印は、該当する者のみ提出を必要とするものを示す。
- 2 添付書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。
 - 3 第2項に定める書類のうち各証明書並びに第3項、第4項、第6項及び第14項に定める書類は、入札参加資格審査申請書を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを添付すること。
 - 4 建設コンサルタント登録業者が土木関係建設コンサルタント業務を、地質調査業者登録業者が地質調査業務を、補償コンサルタント登録業者が補償関係コンサルタント業務をそれぞれ希望する場合は、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、第5項、第6項及び第11項に定める書類については提出を省略することができる。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものであることとし、また、希望業務が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限る。
 - 5 入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、第5項にかかわらず、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。
 - 6 建設政策課に提出する添付書類は全てA4ファイルに綴るものとする。市内業者はピンク色、市外業者は黄緑色とし、表紙及び背表紙に会社名を記載すること。